第 25 講　鎖国体制の確立

1　江戸幕府の外交

①徳川家康の平和外交

豊臣秀吉の強圧的外交を改め，平和外交を展開。キリスト教は当初黙認(もくにん)したが，のち厳禁した。

A　背景

あ　**南蛮人**(なんばんじん)（＝ポルトガル人・スペイン人など）

15 世紀末以降の大航海(だいこうかい)時代における**旧教〔カトリック〕国**ポルトガル・スペインの植民地獲得活動。

い　**紅毛人**(こうもうじん)（＝オランダ人・イギリス人など）

16 世紀後半の**新教〔プロテスタント〕国**オランダ・イギリスの台頭。

☆それぞれ**東インド会社**を設立，貿易独占権を持ち植民地を経営した。

B　**明**(みん)

家康は李氏朝鮮や琉球王国を介(かい)して明との国交回復を交渉したが，**海禁政策**により拒否され，日明貿易の復活はなかった。

☆中国商人が東南アジア各地で日本人と**出会貿易**(であい)を展開（＝**朱印船貿易**）。

C　**ポルトガル**（拠点＝ゴア，セイロン，マラッカ，**マカオ**）

種子島(たねがしま)に漂着(ひょうちゃく)（1543 年）後，各地で**中継貿易**(なかつぎ)形式の**南蛮貿易**を展開。江戸時代初期には中国の**マカオ**を拠点に**白糸**(しらいと)**（中国産の高級生糸(きいと)）**をもち込み日本の**銀**と交換，巨利(きょり)を得ていた。

1604 年　**糸割符制度**(いとわっぷ)の実施により，大打撃を被(こうむ)る。

☆**京都・堺・長崎**の**三カ所商人**に糸割符仲間をつくらせ，**生糸を一定価格で一括購入**(いっかつ)させてポルトガル商人の暴利を抑(おさ)えた。

1609 年　マードレ＝デ＝デウス号事件により貿易中断

☆有馬晴信(はるのぶ)が長崎でポルトガル船を焼打ち。

1611 年　貿易は復活するが，以後はオランダなどに押され不活発(ふかっぱつ)。

1616 年　中国船以外の外国船来航を，平戸・長崎に限定。

1631 年　糸割符仲間に**江戸・大坂**を加え**五カ所商人**となる

1636 年　貿易に関係のない南蛮人の混血児(こんけつじ)を追放

☆ポルトガル人を出島(でじま)に集める。

1639 年　ポルトガル船の来航を禁止

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

D　**スペイン〔イスパニア〕**（拠点＝**マニラ**）

平戸に来航（1584 年）後，各地で南蛮貿易を展開。**1596 年のサン＝フェリペ号事件**で通交は断絶したが，17 世紀初めに復活。家康は**スペイン領メキシコ〔ノヴィスパン〕**との貿易を希望。

1609 年　前ルソン総督**ドン＝ロドリゴ**，上総国（かずさのくに）に漂着。

1610 年　家康，ノヴィスパンに向かうドン＝ロドリゴに船を与え，**京都商人田中勝介（しょうすけ）**を同行させたが，通商ルート開拓（かいたく）の目的は果たせず。

1611 年　答礼使ビスカイノをともない，田中勝介が帰国。

1613 年　**伊達政宗**（**仙台藩**の外様），家臣の**支倉常長（はせくらつねなが）**をメキシコ⇒スペイン⇒イタリアへと派遣（＝**慶長遣欧使節（けいちょうけんおう）**）。

☆フランシスコ会士ルイス＝ソテロが同行，ローマ教皇（きょうこう）に謁見（えっけん）したが，通商ルート開拓には失敗。

1616 年　中国船以外の外国船来航を，平戸・長崎に限定。

1620 年　支倉常長帰国，以後は禁教政策の影響で貿易は不活発。

1624 年　スペイン船の来航を禁止

E　**オランダ**（拠点＝**バタビア〔ジャカルタ〕**）

オランダ船リーフデ号が**豊後国臼杵湾（うすきわん）**に来航（**1600 年**）後，航海士（こうかいし）**ヤン＝ヨーステン〔耶揚子（やようす）〕**が家康に登用され，外交・貿易顧問（こもん）となる。

1602 年　東インド会社を設立

1609 年　平戸にオランダ商館を開設，貿易開始。

1616 年　中国船以外の外国船来航を，平戸・長崎に限定。

1623 年　アンボイナ事件でイギリス勢力を一掃

1637 年～島原の乱鎮圧に協力

1641 年　平戸のオランダ商館を長崎の出島（でじま）に移す

☆この年から糸割符制度をオランダにも適用。

F　**イギリス**

リーフデ号の水先（みずさき）案内人**ウイリアム＝アダムズ〔三浦按針（あんじん）〕**が家康に登用され外交・貿易顧問となる。

1600 年　東インド会社を設立

1613年　平戸にイギリス商館を開設，貿易開始。

1616年　中国船以外の外国船来航を，平戸・長崎に限定。

1623年　アンボイナ事件でオランダに敗北

☆**自ら日本を退去**，以後インド経営に専念する。

②朱印船貿易

A　**朱印船**⇒将軍が**朱印状**を交付

多数の商人・大名・旗本らが共同出資し，おもに東南アジアで中国船との**出会(であい)貿易**を行う。

B　渡航国・地域

あ　中国沿岸方面

マカオ，高山国(たかさんぐに)（現在の台湾）。

い　インドシナ半島・マレー半島方面

アンナン〔北部はトンキン，中南部はコーチ〕（現在のヴェトナム），シャム（現在のタイ），カンボジア，ビルマ（現在のミャンマー）など。

う　南洋方面

ルソン（現在のフィリピン），ブルネイなど。

C　**貿易家**

あ　**商人〔初期豪商〕**

末次平蔵(すえつぐへいぞう)，荒木宗太郎(そうたろう)（長崎），**納屋助左衛門(なやすけざえもん)**，**今井宗薫(そうくん)**（堺），**角倉了以(すみのくらりょうい)**，**茶屋四郎次郎(しろじろう)**（京都），**末吉孫左衛門(すえよしまござえもん)**（摂津平野(ひらの)）など。

い　西国(さいごく)大名

島津家久（薩摩），松浦鎮信(まつらしげのぶ)（肥前平戸），有馬晴信（肥前有馬）など。

う　その他

紅毛人(こうもうじん)（ヤン＝ヨーステン，ウィリアム＝アダムズら），中国人（李旦(りたん)ら）など。

D　**貿易品**

輸出品⇒**銀**・銅・**硫黄(いおう)**・刀剣など

輸入品⇒**生糸**・絹織物・綿織物・砂糖・鹿皮(しかがわ)・鮫皮(さめがわ)・香木(こうぼく)など

E　**日本町(にほんまち)〔日本人町〕**⇒全８カ所

あ　**シャム**　⇒**アユタヤ**（**山田長政(やまだながまさ)**が日本町の長となる）

い　カンボジア　⇒プノンペン，ピニャルー

う　コーチ　⇒ツーラン，フェフォ

え　ルソン〔呂宋(るそん)〕⇒ディラオ，サン＝ミゲル

お　ビルマ　⇒アラカン

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

〈***Note***〉

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

③鎖国

A　目的

あ　**キリスト教禁止の徹底**　　（＝幕府による統一支配の障害とみなす）

い　**幕府による貿易利潤の独占**（＝西国大名・豪商の富強化を防止）

B　経過

1600 年　オランダ船リーフデ号，豊後国臼杵湾に漂着。

1609 年　マードレ＝デ＝デウス号事件

平戸にオランダ商館開設

1612 年　岡本大八事件

天領に禁教令

1613 年　全国に禁教令

平戸にイギリス商館開設

1614 年　宣教師や高山右近ら 300 人余りをマカオ・マニラに追放

1616 年　中国船以外の外国船来航を平戸・長崎に限定

1622 年　元和の大殉教

1623 年　アンボイナ事件⇒**イギリス，自ら商館を閉鎖して退去。**

1624 年　スペイン船の来航を禁止

1630 年　禁書令

1631 年　**奉書船**制度開始⇒将軍の発行する朱印状以外に**老中奉書**も所持する

1633 年　奉書船以外の海外渡航禁止および 5 年以上の海外居住者の帰国禁止（鎖国令Ⅰ）

1634 年　海外との往来や通商を制限（鎖国令Ⅱ），長崎に**出島**を建設

1635 年　日本人の海外渡航および帰国を全面禁止（鎖国令Ⅲ）

☆中国船の来航地も平戸・長崎に限定。

☆**奉書船は廃止，朱印船貿易終結。**

1636 年　貿易に関係のない南蛮人の混血児を追放（鎖国令Ⅳ）

ポルトガル人を出島に移す

1637 年〜島原の乱（〜 38 年）

1639 年　ポルトガル船の来航を禁止（鎖国令Ⅴ，寛永十六年令）

1641 年　平戸のオランダ商館を出島に移す⇒鎖国の完成

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

C　影響

あ　**貿易独占・禁教の徹底により強固(きょうこ)な幕藩体制が確立。**

い　海外進出の途絶と世界からの孤立(こりつ)

う　平和が続き，独自の気質(きしつ)や文化が発達。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

2　“四つの口”―長崎・対馬・薩摩・松前―

①長崎貿易

A　**中国（明⇒清へ）**

1616年，**女真族〔満州民族〕**のヌルハチが後金を建国。その死後，子のホンタイジが内蒙古を従え国号を**大清**と改め李氏朝鮮を朝貢国とした（1636年）。**漢民族〔漢族〕**の明は，李自成らの農民反乱軍により1644年に滅亡。**北京**に遷都した**清**は，中国史上最大の帝国となった。

あ　1688年以降は長崎郊外の**唐人屋敷**に居住

☆唐船風説書を提出，長崎奉行が唐通詞を通じて聴取した。

い　貿易品⇒清は海禁政策を解除した（＝展海令）ので貿易額は増大

輸出品⇒銀・金・銅・海産物（俵物〔いりこ・ほしあわび・ふかのひれ〕）

輸入品⇒生糸・絹織物・書籍・西欧や南方の産物など

B　**オランダ〔和蘭・阿蘭陀〕**

あ　**出島のオランダ商館**が貿易を独占

い　**オランダ風説書**による海外情報の獲得

☆オランダ船の入港ごとに，**オランダ商館長〔カピタン・甲比丹〕**が長崎奉行を通じて老中に提出。原文の翻訳には**オランダ通詞〔長崎通詞〕**があたった。

う　貿易品

輸出品⇒銀・金・銅・有田焼〔伊万里焼〕・漆器・樟脳〔カンフル〕など

輸入品⇒生糸・絹織物・綿織物・毛織物など

C　貿易の推移

1655年　糸割符制度を一時中断

1685年　糸割符制度を復活

初めて長崎貿易の輸入額を制限⇒「定高（貿易）仕法」

1688年　清船の来航を年間70隻に制限

長崎郊外に**唐人屋敷**を建設

1697年　清船の来航を年間80隻とする

1715年　**海舶互市新例〔長崎新令・正徳新令〕**

☆中国〔清〕＝年間30隻・銀6000貫目

オランダ　＝年間　2隻・銀3000貫目

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

②朝鮮（李朝・李氏朝鮮）との関係

A　貿易の再開

1609 年，朝鮮政府と**宗氏**（**対馬藩**）が**己酉約条**〔**慶長条約**〕を結び貿易再開。日本からの使節は将軍と宗氏とに限られ，**宗氏が貿易を独占**。釜山に倭館が設置され，年間 20 隻の歳遣船を派遣。

B　**(朝鮮)通信使**（1607 年～ 1811 年，計 12 回）

あ　目的

当初は朝鮮侵略時の捕虜返還要求（回答使兼刷還使，3 回）。その後，**新将軍就任の慶賀**（**通信使**，9 回）**が名目**。

い　待遇

対馬藩が同行し，幕府は丁重に応対。

☆文化交流のみでなく，将軍の対外的権威誇示の場でもあった。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

③琉球王国との関係

家康は当初，対明交渉の仲介を担わせようとしたが，琉球王国はこれを拒否。

A　**薩摩藩の支配（1609 年～）**

幕府の許可を得た**島津家久**が琉球に侵攻，首里城（しゅりじょう）を落とし国王**尚寧**（しょうねい）を服属させる。

☆与論島（よろんじま）以北は薩摩藩領となる。

B　**日中両属**

王国の形式を残し，**中国（明のち清）との朝貢**（ちょうこう）**貿易も継続**。

☆清には毎年進貢船（しんこうせん）を派遣，清からは冊封使（さくほうし）が来琉（らいりゅう）した。

C　**琉球からの使節**（計20回，薩摩藩が同行）⇒異国風の服装・髪型などを強制

あ　**慶賀使**（けいがし）　**将軍の代替わりごとに派遣**

い　**謝恩使**（しゃおんし）　**国王の代替わりごとに派遣**

D　正史（せいし）『中山世鑑』（ちゅうざんせいかん）の編纂（17 世紀半ば）

向象賢（しょうしょうけん）〔羽地朝秀（はねじちょうしゅう）〕による

---

④蝦夷地との関係

A　**松前藩**の支配（1604 年～）

1599 年　**蠣崎慶広**（かきざきよしひろ）が家康から蝦夷地支配を認められ，**松前氏**と改称。

1604 年　家康から**アイヌ**との交易独占権を保障される。

☆１万石の外様大名として松前藩を形成し，**商場知行制**（あきないばちぎょうせい）を採用。

B　**和人**（わじん）〔シャモ〕へのアイヌの抵抗

1669 年　シャクシャインの戦い

☆津軽藩の協力を得た松前藩により鎮圧。

☆ 18 世紀前半までには**場所請負制**（ばしょうけおいせい）に転換。

1789 年　クナシリ島の蜂起（ほうき）〔クナシリ・メナシの蜂起〕

☆アイヌ最後の抵抗。

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

〈 ***Note*** 〉

Ⓒ RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

第 25 講　鎖国体制の確立　テスト

1　1600 年，豊後国臼杵湾に来航したオランダ船の名称とは？

①　リーフデ号　②　サン＝フェリペ号
③　マードレ＝デ＝デウス号　④　フェートン号

2　生糸を一定価格で一括購入し，ポルトガル商人の暴利を押さえた制度とは？

①　撰銭令　②　楽市令　③　糸割符制度　④　寺請制度

3　２の制度における三カ所商人の町として不適切なものを一つ選べ。

①　長崎　②　堺　③　京都　④　江戸

4　1610 年，日本人で初めて太平洋を横断した京都の商人とは？

①　田中勝介　②　角倉了以　③　茶屋四郎次郎　④　本阿弥光悦

5　1613 年，フランシスコ会士ルイス＝ソテロの勧めで，外様大名の伊達政宗（仙台藩）が慶長遣欧使節として派遣した人物とは？

①　伊東マンショ　②　支倉常長　③　山田長政　④　高山右近

6　朱印船貿易家として有名な，長崎代官に登用された人物とは？

①　末次平蔵　②　荒木宗太郎　③　納屋助左衛門　④　今井宗薫

7　南蛮貿易や朱印船貿易で日本のもっとも主要な輸出品となった金属とは？

①　金　②　銀　③　銅　④　真鍮

8　シャムのアユタヤで日本町の長となった，駿河国出身の人物とは？

①　楠葉西忍　②　田中勝介　③　納屋助左衛門　④　山田長政

9　1622 年，長崎で宣教師を含むキリシタン 55 名が処刑されたことを何というか？

①　サン＝フェリペ号事件　②　岡本大八事件
③　元和の大殉教　④　浦上信徒弾圧事件

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。

10　日本人の海外渡航及び帰国を全面禁止する「鎖国令Ⅲ（寛永十二年令）」が出された年は？

①　1633 年　②　1635 年　③　1636 年　④　1639 年

11　戦死した板倉重昌にかわり島原の乱平定の指揮を執った，“知恵伊豆”と称される老中とは？

①　土井利勝　②　松平信綱　③　保科正之　④　酒井忠清

12　1641 年，オランダ商館はどこから長崎の出島へ移転させられたか？

①　臼杵　②　平戸　③　伊万里　④　唐津

13　対馬藩宗氏が朝鮮と己酉約条〔慶長条約〕を結び，また，薩摩藩島津家久が琉球王国に侵攻した年は？

①　1603 年　②　1604 年　③　1605 年　④　1609 年

14　将軍の代替わりごとに派遣された，薩摩藩が同行する琉球王国からの使節とは？

①　冊封使　②　通信使　③　慶賀使　④　謝恩使

15　アイヌが居住する蝦夷地を支配した藩名とは？

①　松前藩　②　津軽藩　③　南部藩　④　対馬藩

解答

1	①	2	③	3	④	4	①	5	②
6	①	7	②	8	④	9	③	10	②
11	②	12	②	13	④	14	③	15	①

© RECRUIT HOLDINGS
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。